

平成24年（行ハ）第45号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申立人らは、当庁平成24年（行ス）第28号仮の差止めの申立却下決定に対する抗告事件について、平成24年7月3日当裁判所がなした決定に対し、抗告許可の申立てをした。申立ての理由によれば、上記決定について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法337条2項所定の事項を含むと認められる。

よって、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を許可する。

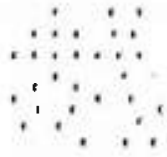
平成24年7月27日

大阪高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 小 松 一 雄

裁判官 植 屋 伸 一

裁判官 遠 藤 曜 子



これは謄本である。

平成24年7月27日

大阪高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 石井 淳 太

